

## ○ 名古屋港及び付近海域

第四管区海上保安本部は、名古屋港内における船舶航行の安全を図るため、名古屋港海上交通センター（以下、この章において「センター」という。）において、通報の受理の事務を行うとともに、位置通報の励行等の航行安全指導を行っている。

1 通報対象船舶は、次の事項をセンターに通報すること。

(1) 港則法に基づく通報

① 事前通報

イ 通報事項

別紙のとおり

ロ 通報の方法（次のいずれかの方法で通報すること。）

(イ) 無線通信による場合

海上保安庁通信所（第四管区海上保安本部）で受け付ける。なお、VHF 無線電話でセンターと交信する場合は、「なごやほあん」を呼出し、センターへの接続を依頼し、直接交信すること。

通信所	通信手段	識別信号	呼出周波数	通信周波数
第四管区 海上保安本部	VHF 無線電話	なごやほあん	156.80MHz(CH16)	156.60MHz(CH12)

(ロ) 書面による場合

センターへ持参するほか、郵送、FAX の方法がある。

〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭三丁目 1 番

名古屋港海上交通センター

FAX 052-398-0716

TEL 052-398-0715（計画卓）

（郵送又は FAX の場合は、通報後センターに対して管制時間を確認すること。）

(ハ) 電子申請による場合

Sea-NACCS の場合（センターに申し込み、ID 及びパスワードの取得を要する。）

（連絡先） <http://www.naccs.jp/aboutnaccs/reference.html>

② 変更通報

- ・事前通報で通報した事項に変更があったときは、直ちに変更通報を行うこと。
- ・水路入航予定時刻又は運航開始予定時刻の変更については、10 分以上の変更があるときに通報すること。

(2) 位置通報

情報提供を適切に行うため、レーダーで各船舶を識別する必要があるので、通報対象船舶は、位置通報を行うこと。

ただし、AIS を搭載し適切に運用している船舶（情報提供可能海域※に錨泊している船舶及び係留施設からの出港船を除く。）については、AIS による情報の送信に

よって位置通報に代えることができる。

※ 情報提供可能海域とは、情報の提供を行うことが可能な海域（レーダーにより船舶の動静が把握可能な海域）として告示で定める海域（第4図参照）

イ 通報対象船舶、通報時期及び通報手段

	通報対象船舶	通報時期	通報手段
入港の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>長さ 50メートル以上の船舶</li> <li>長さ 50メートル以上の物件えい航船等※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置通報ライン通過時</li> <li>情報提供可能海域に錨泊している船舶にあつては運航開始 30 分前及び運航開始時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>VHF 無線電話</li> <li>呼出名称「なごやハーバーレーダー」</li> <li>呼出周波数 156.8MHz (CH16)</li> <li>通信周波数 156.7MHz (CH14) 161.7MHz (CH22)</li> <li>電話 052-398-0712(運用卓)</li> </ul>
出港の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>長さ 50メートル以上の船舶</li> <li>長さ 50メートル以上の物件えい航船等※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解らん 30 分前及び解らん時</li> <li>情報提供可能海域に錨泊している船舶にあつては運航開始 30 分前及び運航開始時</li> </ul>	

※ 引き船の船首から引く物件の後端又は押し船の船尾から押す物件の先端までの距離が 50m 以上である、船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶

ロ 通報事項

入港の場合	① 船名及び呼出符号
	② 位置通報ライン(第4図参照)通過時刻又は運航開始時刻
	③ 位置通報ラインの略称(NWライン、NSライン)
	④ 岸壁の名称又は錨泊位置
	⑤ 通航予定航路名(東航路、西航路、北航路)
出港の場合	① 船名及び呼出符号
	② 運航開始時刻
	③ 岸壁の名称又は錨泊位置
	④ 通航予定航路名(東航路、西航路、北航路)

2 センターとの連絡の保持

VHF 無線電話を備える船舶は、センター（なごやハーバーレーダー）から航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、情報提供可能海域において、156.80MHz (CH16) を聴取し、センターとの連絡を保持すること。

※受付番号

## 事前通報

※通報  
受理

平成 年 月 日

## 名古屋港長 殿

(名古屋港海上交通センター所長 経由)

通報者

(担当者 )

該当箇所を記入し、又は○で囲んで下さい。

法定通報事項		
1	船 名	
2	総 ト ン 数	
3	長 さ ( 全 長 )	
4	水路入航日時 運航開始日時	月 日 時 分
5	連絡手段	VHF ・ 船舶電話 ( )
6	係留場所	(港内移動の場合は移動前 / 移動後 )
指導通報事項		
7	呼 出 符 号	
8	M M S I	
9	船 舶 の 種 類	
10	積載危険物の種類及び数量	
11	港内航行時の最大喫水	
12	航 行 の 種 類	入港 ・ 出港 ・ 港内移動
13	通 航 水 路	東水路 ・ 西水路 ・ 北水路 ・ 金城水域
14	錨 泊 の 有 無	入港前 ・ 出港後 ・ 無
15	水 先 人 の 乗 船	有 ・ 無
16	タ グ ボ ー ト の 使 用	有 ・ 無
17	備 考	
指 導 事 項	a. 事前通報で通報した事項に変更があったときは、変更通報を行ってください。 b. 水路入航予定時刻の変更については、10分以上の変更があるときをお願いします。 c. 情報提供可能海域において、VHF無線電話(CH16)を聴取し、センターとの連絡を保持するとともに位置通報を励行してください。 d. 出港・移動船は解らん30分前にセンターとの連絡を設定して下さい。	

確 認 事 項	※ 水路入航日時	月 日 時 分
	※ 運航開始日時	月 日 時 分
	※ 通航する水路	

※はセンターでの記入事項

第4図 情報提供可能海域及び位置通報ライン

